事業者排出量削減計画書(新規)変更)

(あて先) 京都府知事 様	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
亀岡市北古世町2丁目15番1号	ニチコン亀岡株式会社 代表取締役 牛山 洋一
	電話 0771 - 22 -

ファ	クシミリ番号	SERVICE STREET	pesson en la				
電	話 番 号						
住	所						
担	当 者 氏 名						
担							
2 1	ド面では「コンプレッサ	一台数制御シス	テム」「自動力率	調整式進相コ	ンデンサ」を導入	しました。	
							0 %
							-
		甘淮左甲					
		(購入量)	kwh			/	
					t	-	
自然エネルギーを利用した電		(売電量)			t	/	
		(利用量)	m*	(削減量)	t	/	
森林の保全及び整備		(整備面積)	ha	(吸収量)	t	/	•
	対東等の区分	取組量等		(二酸化炭素換算 (t))			/
							7
3 3.7		*1		* 2		-2.0	
A 事業所等排出区分 B 輸送車両排出区分 C その他排出区分			t		t		- %
	近等排出区分	(——————————————————————————————————————		(—BXTLBX		 	%
	排出区分	(17)年度	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画)	
18~19 季留り同上 製品の季電り同上により、エネルギーロスの少な				へのラない王座を	11 7 8		
77		The state of the s					
10 000 700 三十二							
		境管理組織の中				活動する。	
省エネ設	補の導入・生産の効果 ギー使用量削減を行い	谷化(稼働率)、温室効果ガ	ップ・歩留り回_ス排出量削減に~	E)により、 つなげる。	平成1(年度を基	:準に年间1%(ク竜
					可含10万亩之甘	※ 1 - 1 - 10 10 1	の何
はバス 「 京都 R 業者	ス100台以上/タクシー 守地球温暖化対策条例 (二酸化炭素に換算し	-150台以上/釒 施行規則第10 て3,000トン以	k道車両150両以_) 条第 4 号該当事 上))	E) 業者(その他			
			5年2月7月第2月	****	/ 土相構選送車等	紫字 (トラッ)	カゼ
▶ 京都府	守地球温暖化対策条例	施行規則第10条	等1号該当事業者	当(大規模エ	ネルギー使用事	業者(原油に	換
電子部品	製垃業						
	「	算して1,500キロリットル以下京都府地球温暖化対策条例はバス100台以上/タクシー「京都府地球温暖化対策条例して京都府地球温暖化対策条質して京都府地球温暖化対策条質して京都府地球温暖化対策条質して京都の地域を終れる。 18 年度 設備、対象、工程等18 照明器具 19 電力設備 18~19 ない 1998年に 18014001の認証 取得 1998年に 18014001の認証 1998年に 18014001の可能 1998年に 180	算して1,500キロリットル以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条はバス100台以上/タクシー150台以上/多 宗都府地球温暖化対策条例施行規則第10条	算して1,500キロリットル以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 省エネ設備の導入・生産の効率化(稼働率アップ・歩留り向、気エネルギー使用量削減を行い、温室効果ガス排出量削減に代表取締役を総括責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会と年度 設備 対象、工程等 18 照明器具 古い照明器具をH照明器具に取り替える。 19 電力設備 操毎に力率を測定し、低力率回路へのSCI 18~19 探動率アップ 製造工程の稼働率アップにより、エネルギーロ: 基準年度(実績)(17)年度(二酸化炭素換算(t))名 4 事業所等排出区分 は 10,263 t 財出合計 *1 10,263 t 財出合計 *1 10,263 t 財出合計 *1 10,263 t 財産の保全及び整備 (整備面積) ha 府内産の木材の利用 (利用量) 加・ 対策等の区分	第して1,500キロリットル以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(その他業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他業者(二酸化炭素として省工本対策) 「京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他業を経行責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会として省工本対策を度して第1条列を経行では「10年度」を度に対する。(代表取締役を総括責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会として省工本対策を度して第1条列を開始を終行責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会として省工本対策を度して第1条列を開始を終行責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会に取り着として第1条列を開始を発生で、第1条列を開始を発展では、「10年の大阪には、10年の大阪には、10年の大阪には、10年の大阪には、10年の大阪には、10年の大阪を開始を発展を使用では、10年の大阪を開始を開始を発展して、10年の大阪を開始を発展して、10年の大阪を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	算して1,500キロリットル以上)	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラッ: はバス1006以上/タン・1566以上) 鉄道車両150両以上) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排) 業者 (一般化炭素に換算して3,000トン以上) 平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月 省エネ設備の導入・生産の効率化 (稼働率アップ・歩留り向上) により、平成17年度を基準に年間1%6 気エネルギー使用量削減を行い、温室効果ガス排出量削減につなげる。 (代表取締役を総括責任者とする環境管理組織の中で、専門委員会として省エネ対策委員会を設置し活動する。 年度 股傭、対象、工程等 計 面 内 容 18 照明器具

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - 周光は派者生間があれています。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。